

令和4年度事故防止対策支援推進事業
(社内安全教育の実施に対する支援)
募集要領

国土交通省
自動車局安全政策課

目次

1 . 補助事業の概要	1
(1) 補助内容	1
(2) 補助対象事業者	1
(3) 補助対象となるコンサルティング	1
(4) 補助率	1
(5) 補助採択の方針	2
2 . 補助金交付までの流れ（フローチャート）	3
3 . 公募申請	3
(1) 公募申請の受付期間	4
(2) 申請に必要な書面	4
(3) 申請書の提出部数	5
(4) 補助金交付申請書の受付・審査	5
(5) 補助金の交付決定・通知	5
(6) 補助金の交付決定通知書の受理	5
4 . 受付後の取下げ、変更等の手続き	
(1) 交付申請の取下げ	5
(2) 計画変更の申請	5
(3) 補助の中止、廃止の承認申請	5
5 . 交付申請（事業完了報告）	
(1) 補助対象事業実績報告書の提出	6
(2) 補助対象事業実績報告書の受付・審査	6
(3) 補助金額の確定	6
(4) 額の確定通知	6
6 . 注意事項	6
7 . 補助金交付申請等の窓口	7

令和 4 年度事故防止対策支援推進事業 (社内安全教育の実施に対する支援) 募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

事故防止コンサルティングの実施に対する支援

(2) 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者であって、以下のいずれにも該当する者。

- ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者（※）、又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）。

※中小企業庁の解釈

運輸業における中小企業は、以下のいずれかを満たすこと。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社
 - ・ 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
- ② 申請する日から過去 3 年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法のいずれかに基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていない者。

「行政処分」の情報については、以下の国土交通省ホームページで検索することができます。

○事業者の行政処分情報検索（国土交通省）

パソコン版 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>

スマートフォン版 https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search_sp.cgi

スマートフォン版



- ③ 申請時点において、事故防止コンサルティングを実施する営業所の届出（認可）総車両台数が 5 両以上である者（個人タクシーを除く。）。

(3) 補助対象となるコンサルティング

別紙 3「令和 4 年度選定 社内安全教育実施に対する支援における補助対象コンサルティング」に掲げるコンサルティング。

(4) 補助率

- ① コンサルティングの活用にあつては経費の 1 / 3 とする。（ただし、100 円未満の端数が発生した場合には 100 円未満の金額を切り捨てる。）
- ② 補助対象事業者あたりの上限については 100 万円とする。

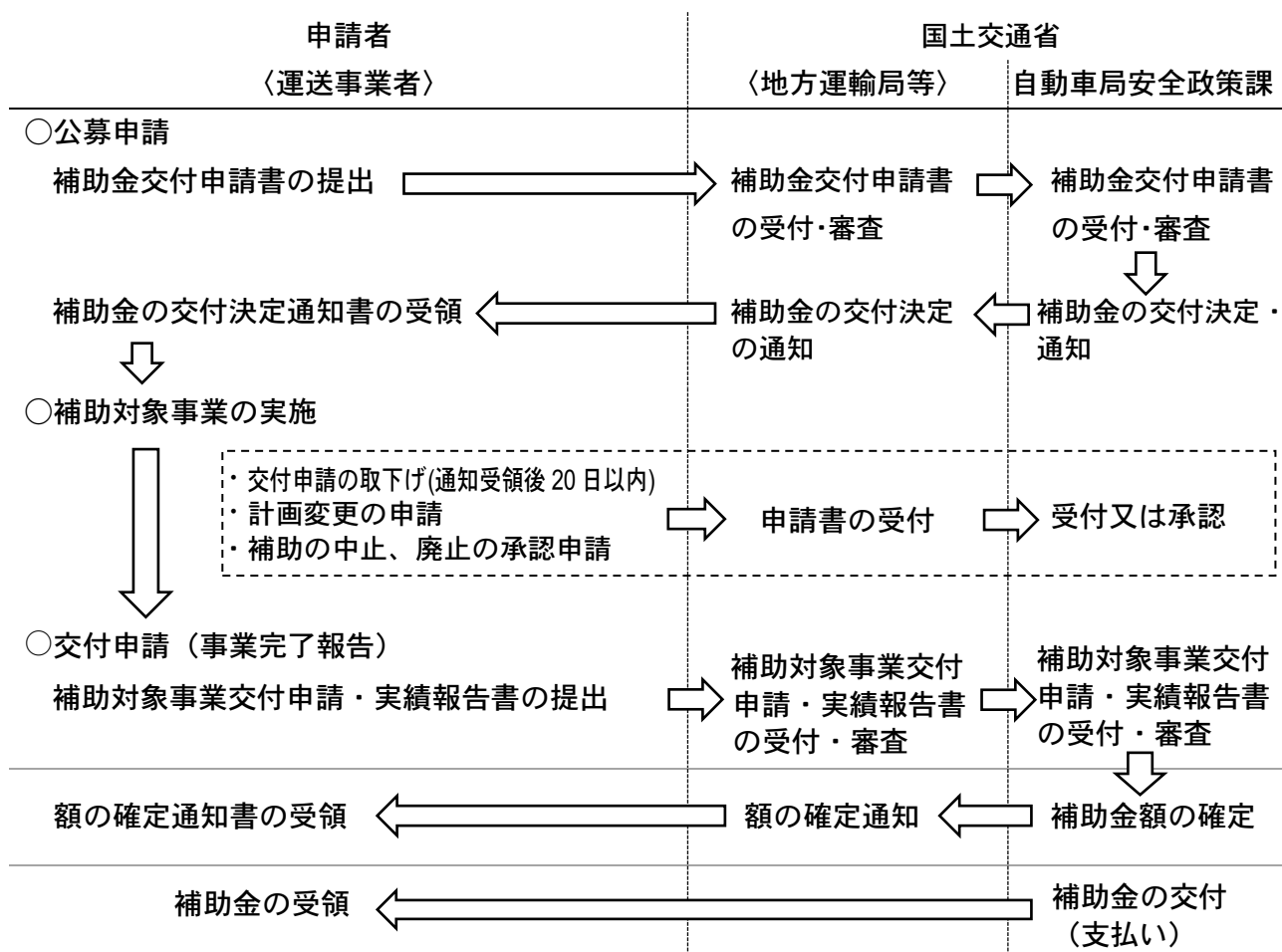
(5) 補助採択の方針

補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、⑦又は⑧については補助金優先採択（※6）を希望する補助対象事業者が満たすべき要件とする。

※6 補助金優先採択とは、自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業）の申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採択とする必要がある場合に令和4年度に賃上げに取り組むことを表明している申請者を優先的に採択するもの。

- ① 旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定していること。
- ② コンサルティングの契約日は補助金交付申請書の提出日以降であり、かつ、当該コンサルティングは令和5年1月20日（金）までに完了するものであること。
- ③ 同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- ④ 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。
- ⑤ 複数の者が共同して申請をする場合には、当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の者の間で契約書を交わすこと。
- ⑥ 複数の個人タクシー事業者が所属する団体が申請する場合（補助対象となるコンサルティングを個人タクシー事業者に実施する場合に限る。）は代表者が個人タクシー事業者であること。
- ⑦ 申請を行う事業年度において、対前年度比で「給与総額」を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明するとともに、3.(2)⑪の賃上げ実績を示す書類を令和5年1月18日（水）までに提出すること。
- ⑧ 申請を行う事業の暦年において、対前年比で「給与総額」を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明するとともに、3.(2)⑫の賃上げ実績を示す書類を令和5年1月18日（水）までに提出すること。

2. 補助金交付までの流れ（フローチャート）



3. 公募申請

補助金の交付申請書の提出は、受付期間内に申請書類に必要事項を記載のうえ、最寄りの地方運輸局、運輸支局または内閣府沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）の受付窓口へ持ち込むか、「jGrants」（補助金の申請ができる電子申請システム。）により行うこと。

「jGrants」の申請ページ URL：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

動作環境（ブラウザ）

- ・ Windows：chrome、firefox、edge（edgeの「Internet Explorer モード」は申請上のエラー等が生じるので利用しないでください。）
- ・ macOS：chrome、firefox、safari
- ・ Android：chrome

※上記ブラウザ以外は、申請上のエラー等が生じるので利用しないでください。

<注意事項>

※「jGrants」を利用するには、gBizIDプライムの取得が必要です。

詳しくは、gBIZ HP <https://gbiz-id.go.jp/top/> を御覧ください。

(1) 公募申請の受付期間

① 申請受付期間

令和4年7月22日(金)～令和4年12月23日(金)

② 申請受付窓口

ア. 申請書類持込み

最寄りの地方運輸局等

※同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、可能な限り全営業所分を取りまとめたうえで申請すること。また、複数回申請を行う場合は、必ず初回に提出した地方運輸局等の受付窓口へ提出すること。

イ. jGrants

国土交通省自動車局安全政策課

③ 申請受付方法

地方運輸局等の受付窓口への申請書類持込み(郵送は不可)または電子申請

④ 申請受付時間

平日の9時～16時(12時～13時を除く)

(2) 申請に必要な書面

- ・⑩～⑫は補助金優先採択を希望する補助対象事業者が対象。
- ・記載例は、事故防止対策支援推進補助金 HP (3) 提出書類様式を参照。

① 交付要綱(※1)第1号様式(交付申請書)

② 実施要領(※2)別紙5(事業計画書)

③ 実施要領(※2)別紙6(事業経費所要額等調書)

④ 振込先調書

⑤ 第1号様式(申請者が本補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書)

⑥ 申請者が運送事業を営んでいること、申請者の資産及び負債に関する書類、中小企業者等であることを証する書類(旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日運輸省令第21号)第2条又は貨物自動車運送事業報告規則(平成2年11月29日運輸省令第33号)第2条に掲げる事業報告書の直近事業年度分等から「事業概要報告書」、「損益計算書」、「貸借対照表」の写しを添付すること。)

⑦ 補助対象経費の基礎となる見積書

⑧ 補助対象経費の基礎となる仕様書

⑨ (申請者が共同して申請する場合)当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の申請者の間で取り決めた契約書

※1 交付要綱:自動車事故対策費補助金交付要綱(令和2年度国土交通省自動車局)

※2 実施要領:自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領(平成10年6月17日自保第128号の2)

⑩ 第2号様式(従業員への賃金引上げ計画の表明書)

- ⑪ 1. (5) ⑦の補助金優先採択を希望した補助対象事業者は、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（令和5年1月18日（水）までに当該補助金の交付申請書兼実績報告書を提出した地方運輸局等に提出すること）
- ⑫ 1. (5) ⑧の補助金優先採択を希望した補助対象事業者は、賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（令和5年1月18日（水）までに当該補助金の交付申請書兼実績報告書を提出した地方運輸局等に提出すること）

(3) 申請書の提出部数

- ① 地方運輸局等の受付窓口に申請書を持ち込む場合
 - 3. (2) の書面のうち、①～④については4部（2部は地方運輸局等分、2部は自動車局安全政策課（以下「安全政策課」という。）分）、⑤～⑫については3部（2部は地方運輸局等分、1部は安全政策課分）を提出。
- ② 「jGrants（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）」による電子申請をする場合
 - 申請方法はjGrants申請ページに掲載されている本補助金に係る電子申請マニュアルを参照してください。

(4) 補助金公募申請書の受付・審査

申請者から自動車事故対策費補助金交付申請書の提出がなされたとき、地方運輸局等において申請書の受付及び所要の審査を行ったうえ、安全政策課に進達する。

(5) 補助金の交付決定・通知

地方運輸局等から進達された自動車事故対策費補助金交付申請書について、安全政策課において審査を行い、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付決定を行って、その決定の内容を地方運輸局等へ通知するものとする。なお、適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加え、必要な条件を付すことができる。

補助金交付決定の通知を受けた地方運輸局等は、すみやかに当該申請者へ交付決定の通知を行うものとする。

※jGrantsを利用して申請した場合は、当該申請システムから通知を行う。

(6) 補助金の交付決定通知書の受理

補助金交付決定通知書を受理した申請者は、補助対象事業を実施する。

4. 受付後の取下げ、変更等の手続き

(1) 交付申請の取下げ

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知があった日から20日以内に、交付要綱の別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を提出することで、補助金の申請を取り下げることができる。

(2) 計画変更の申請

事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、交付要綱第9条2項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ交付要綱の別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

(3) 補助の中止、廃止の承認申請

事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付要綱の別紙第5号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

5. 交付申請（事業完了報告）

(1) 補助対象事業実績報告書の提出

事業者は、補助対象事業が完了した日（最終日：令和5年1月20日（金））から30日以内に下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの地方運輸局等に提出すること（最終受付日は令和5年2月20日（月）とする。）。下記の書類①～③は4部（2部は地方運輸局等分、2部は安全政策課分）、④～⑦は3部（2部は地方運輸局等分、1部は安全政策課分）提出すること。

- ① 交付要綱第8号様式（実績報告書）
- ② 実施要領別紙8（実績報告書）
- ③ 交付要綱第10号様式（請求書）
- ④ コンサルティングによる諸費用を申請者が支出したことを証明する資料（振込証明書又は通帳等の写し）
- ⑤ コンサルティングによる諸費用に係る領収書等の写し（販売店が申請者に発行したものであって、発行日が記載されているものに限る。）
- ⑥ コンサルティングによる諸費用の明細書の写し。（販売店が申請者に発行したものであって、発行日が記載されているもの限り、請求書又は納品書でも可。見積書は認められない。）
- ⑦ 事業の実施を証する書類（コンサルティング会社と交わした契約書等）
- ⑧ 当該コンサルティングに係る報告書（コンサルティング実施に係る日時、場所、指導内容、参加人数等を記載したもの）

(2) 補助対象事業実績報告書の受付・審査（地方運輸局等）

申請者から実績報告書の提出がなされたときは、地方運輸局等において申請書の受付及び審査を行ったうえ、安全政策課に進達する。

(3) 補助金額の確定（安全政策課）

地方運輸局等から進達があった実績報告書について、安全政策課において審査を行い、補助対象事業の成果について交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自動車事故対策費補助金の確定した額を地方運輸局等へ通知するものとする。

(4) 額の確定通知（地方運輸局等）

額の確定通知を受けた地方運輸局等は、すみやかに当該申請者へ額の確定通知を行うものとする。

6. 注意事項

- (1) 申請受付期間中であっても、申請状況により予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに国土交通省ホームページで公表します。
(公表場所 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>)



- (2) 申請順に受付を行いますが、予算額を超過する等の理由により、不受理となる場合があります。
- (3) 予算額を超過するおそれがある場合において、地方運輸局等の受付窓口申請されたときは、受付を保留とし、一旦申請書類をお預かりすることがあります。なお、この場合においては、地方運輸局等の受付窓口にて用意してある「預かり依頼書」に必要事項を記載の上、提出していただきます。電子申請においては、予算額超過後の申請を不受理とさせていただきます。
- (4) (3) の場合において不受理となった場合は、担当者より速やかに連絡します。
- (5) 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完してください。1週間内に対応できない場合は、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で再度提出してください。
- (6) 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げてくださいとともに、以後の申請を受理しない場合があります。
- (7) 補助金優先採択を希望する者が、1.(5)⑦又は⑧に定める期限までに賃上げ実績を示す書類を提出しなかった場合は、補助金優先採択を行いません。

7. 補助金交付申請等の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は、地方運輸局等の受付窓口、jGrants を利用した電子申請は安全政策課にて行っております。